

佐久市浅間地区小・中学校あり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 浅間地区（平根地区を除く。以下同じ。）の佐久市立小学校及び中学校（平根小学校を除く。以下「浅間地区小・中学校」という。）の将来の望ましい学校のあり方について調査及び検討を行うため、佐久市浅間地区小・中学校あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、意見を述べる。

- (1) 浅間地区小・中学校のあり方に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、浅間地区小・中学校に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 浅間地区の区長代表者
- (2) 浅間地区小・中学校の保護者代表者
- (3) 浅間地区の保育所・幼稚園・認定子ども園の保護者代表者
- (4) 浅間地区小・中学校の学校長
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。